

ポーランド政治・経済・社会情勢

(2021年1月21日～2021年1月27日)

令和3年(2021年)1月29日

H E A D L I N E S	S	
政治 外務省員法案の下院可決 下院におけるヴァウジク外務副大臣の人権擁護官への指名 国内の新型コロナウイルスのワクチン接種をめぐる動向 憲法法廷による胎児の先天性異常を理由とする人工妊娠中絶の違憲判決の官報掲載 新型コロナウイルス感染症に関する2月以降の一部規制措置の解除 ピョトロフスキ作戦司令官、V4諸国等とのビデオ会議 ドゥダ大統領とシュタインマイヤー独大統領の電話会談 下院によるロシアによるナヴァリヌイ氏の拘束に関する決議採択 モラヴィエツキ首相の欧州理事会出席 ラウ外相と王毅中国外相中国外相との電話会談の実施 ドゥダ大統領による仏紙への寄稿 ドゥダ大統領のフィナンシャル・タイムズ紙におけるインタビューでの発言 ラウ外相のEU外務理事会出席 欧州委員会によるポーランドに対するEU法違反手続における理由つき意見書の発出 ラウ外相のベラルーシ情勢に関するウェビナーへの出席	<p>【お願い】3か月以上滞在される場合、「在留届」を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。 問合せ先 大使館領事部 電話 22 696 5000 Fax 5006 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。</p>	
治安等 ナヴァリヌイ氏の釈放を訴える抗議集会 ワルシャワを始めとする都市で不適切なイベントが開催されたとの報道 法務省に宛名不明の不審物が到着 新型コロナウイルス感染症に罹患した警察官の人数を公表 人工妊娠中絶に関する抗議デモが継続		
経済 EU基金の配分に関する調整状況 ポーランド産の農産品輸出の増加 英国に居住するポーランド人移民の動向 2020年12月の失業率 産業方針に関するムジチュカBGK総裁の発言 電気料金上昇の可能性 シンクタンクによる気候・エネルギー分析 原子力発電所建設にかかる独反応 電力取引所(TGE)を通じた電力販売義務廃止を検討 PKN Orlen とNCBRの研究開発協力		
大使館からのお知らせ 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 「たびレジ」への登録のお願い 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起 マイナンバーカード取得のお願い 年金受給者の現況届提出について 大使館広報文化センター開館時間(10月26日(月)より、当面の間入館を一時見合わせ) 文化行事・大使館関連行事		
在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 http://www.pl.emb-japan.go.jp		

外務省員法案の下院可決【21日】

21日、下院は、外務省員法案を賛成237票、反対213票、棄権4票で可決し、上院に送付した。本法案は、65歳以上の外務省員の退官、人事権を所掌する外務長の新設、外交官資格付与の拡大、外務省員の政治的主張や抗議集会への参加の制限、1990年以前の外交文書の国家記憶院への管理移管等について規定している。政府は、今次法改正により、職業外交官以外にも門戸を広げ、外部からの多様な人材の登用を目指しているが、野党からは、現在の職業外交官の制度を破壊し、外務省員の政治化を目指す試みであるとの批判がなされている。

下院におけるヴァヴジク外務副大臣の人権擁護官への指名【21日】

21日、下院は、賛成233票、反対219票でヴァヴジク外務副大臣を人権擁護官として指名した。今後、上院が本件指名に同意すれば、人権擁護官として選出される。人権擁護官の選出をめぐっては、昨年9月に現職のポドナル人権擁護官の任期が終了したが、上下院で与野党のねじれが生じている関係もあって後任の選出が難航しており、下院による候補者指名の試みは今回で3回目となる。

国内の新型コロナウイルスのワクチン接種をめぐる動向【26日】

26日、モラヴィエツキ首相は、各議会会派の代表と国内のワクチン接種に関するビデオ会合を行った。ドヴォルチク首相府長官は、会談後、全ての会派が可能な限り多くの国民に対する円滑なワクチン接種

を実施するとの目標で一致しており、また、EU枠組み以外の方法でのワクチン獲得を目指して政府が対話を行うよう求めたと述べた。

同日、ドヴォルチク首相府長官は、新たに2,500万回分のワクチンを購入し、2021年末までに計8,500万回分のワクチンを確保したと発表した。

憲法法廷による胎児の先天性異常を理由とする人工妊娠中絶の違憲判決の官報掲載【27日】

27日、憲法法廷は、昨年10月22日に下した胎児の先天性異常を理由とする人工妊娠中絶の違憲判決の判決理由を発表した。同日、同判決が官報に掲載され、これによる法的効力が発生し、胎児の先天性異常を理由とする中絶は違法となった。これを受け、国内主要都市を中心に本判決に対する抗議運動が再び発生しており、ワルシャワでは憲法法廷前で抗議集会が実施された。

新型コロナウイルス感染症に関する2月以降の一部規制措置の解除【28日】

28日、ニエジェルスキ保健大臣は、衛生上の原則が確保されることを前提に、2月1日の文化施設の開館、食料品店及び薬局における高齢者限定の利用時間の解除を行うと発表した。その他の制限措置については、現行の規制が維持される。同大臣は、ポーランドでの新規感染者数、死亡者数及び入院患者数は減少しているとしつつ、周辺国の状況や変異株の出現といったリスクを抱えており、ポーランドだけが安全であると考えられないと述べた。

外交・安全保障

ピョトロフスキ作戦司令官、V4諸国等とのビデオ会議【20日】

20日、ピョトロフスキ・ポーランド軍作戦司令官は、V4諸国に三か国(リトアニア、ルーマニア、ウクライナ)を加え、作戦レベルの指揮官によるビデオ会議を開催した。同会議においては、2021年から2023年における演習の見通しと協力について言及するとともに、6か国のNATO加盟国及びウクライナの枠組みで、脅威認識の共有、訓練への参加の可能性などについて議論された。

ドゥダ大統領とシュタインマイヤー独大統領の電話会談【21日】

21日、ドゥダ大統領はシュタインマイヤー独大統領と電話会談を実施し、米欧関係、二国間関係及び新型コロナウイルス感染症(COVID-19)について

議論した。会談は約2時間に及んだ。

米欧関係について、両大統領は、米国の欧州の安全保障に対するコミットメントと強力な大西洋間の結束を維持していくことの重要性について確認した。また、両大統領は、本年がドイツ・ポーランド間の善隣友好条約締結30周年記念であることに言及した。シュチェルスキ大統領全権代表は、30周年記念について両国間の関係の発展を総括するだけでなく、将来の具体的な目標に向けて議論することが重要であると強調し、また、今日においては、離散ポーランド人の問題やベルリンにおける第二次世界大戦のポーランド被害者の記念が二国間関係にとって重要な要素であると強調した。

また、新型コロナウイルス感染症について、ドゥダ大統領は、新型コロナ・ワクチンを巡る欧州のプロジェットの効果性は、欧州の連帯にかかっていると

強調した。

下院によるロシアによるナヴァリヌ氏の拘束に関する決議採択【21日】

21日、下院は、ロシア当局に対して反政府活動家のナヴァリヌ氏とその関係者に対する抑圧を終了し、同氏を即時に解放することを求める決議を採択した。同決議は、460名のうち438名の議員の支持により採択された。ナヴァリヌ氏は17日にドイツから帰国した直後にロシア当局によって拘束された。

モラヴィエツキ首相の欧州理事会出席【21日】

21日、モラヴィエツキ首相は、ビデオ会合形式で開催された欧州理事会に出席し、新型コロナウイルス感染症に関連したEU内での調整について議論した。EU首脳は、EU内におけるワクチンの分配と国家ワクチン・プログラムの実施について協議した。また、EU首脳は、ロシアの反体制活動家ナヴァリヌ氏のロシア当局による拘束についても非難した。同会合への出席にあたって、V4諸国の首脳間の調整のためビデオ会合形式において、V4首脳会合が実施された。

ラウ外相と王毅中国外相中国外相との電話会談の実施【22日】

22日、ラウ外相は王毅中国外相と電話会談を行い、本年の二国間及び多国間協力について議論した。

両外相は、2020年は直接的な対話の実施が困難であったにも関わらず両国の協力が継続したことを強調するとともに、新型コロナウイルス感染症第一波の際の相互の協力に感謝の意を述べた。ラウ外相は、比較的良好な両国の経済は、新型コロナの感染拡大によって鈍化していたポーランドと中国の包括的な戦略的パートナーシップの発展を目指した行動を取るために用いられるべきであると指摘した。両外相は、戦略的なポーランド・中国関係のためには、本年開催予定の両国外相主催による政府間委員会のような既存のメカニズムを最大限に活用することが必要であるとの考えで一致した。ラウ外相は、コロナ情勢が許せば予定されているハイレベルの往来が実現することを希望すると表明した。

同時に、ラウ外相は、プラグマティックな経済協力はポーランドと中国の戦略的パートナーシップの基礎であり続けると強調した。ラウ外相は、ポーランドの製品及びサービスの中国市場のアクセス開放の進展と金融及びテクノロジー・セクターを含む経済協力の新たな章が開かれることに対する期待を表明した。両外相は、次回の第9回「17+1」首脳会合についても議論した。

ドゥダ大統領による仏紙への寄稿【24日】

24日、ドゥダ大統領は、仏紙「L'Opinion」に対し、

中欧の欧州における今日の位置付けと将来に関する寄稿を行った。同寄稿において、ドゥダ大統領は、中欧は長い間、表舞台には現れなかったが、今や世界において最も躍動的な発展を遂げており、文明的な中心となることを願望している地域となったと述べた。また、同大統領は、中欧は、東西の帝国主義勢力間の周辺的地域であることに終わりを告げ、自らの利益を自覚し、欧州情勢の将来に影響を与えるまでになったと述べ、こうした共産主義体制終了後の過去30年のポーランドと中欧全体の発展は、自由がもたらす可能性の証明であると強調した。

さらに、同大統領は、中欧の将来について、これから10年間は新型コロナウイルス感染症による不安定なものとなるが、同時にそれは持続可能な開発の原則に基づき、より良く、公正で、グリーンな世界を築くための文明の再生のための希望と変化の10年でもあると強調し、その上で、中欧における協力として、V4、NATO東方のブカレスト・ナイン及び三海域イニシアティブが重要であると指摘した。

ドゥダ大統領のフィナンシャル・タイムズ紙におけるインタビューでの発言【25日】

25日、フィナンシャル・タイムズ紙は、ロシアによるナヴァリヌ氏拘束事案についてのドゥダ大統領へのインタビュー記事を掲載した。同インタビューにおいて、ドゥダ大統領は、ロシアによるナヴァリヌ氏の扱いとジョージアとウクライナにおける未解決の紛争に対するロシアの継続した関与を考慮すれば、ロシアに対する更なる制裁について議論することは完全に正当化されると述べた。

また、同大統領は、ナヴァリヌ氏が解放されない限りは、2月に予定されているポレルEU外務・安全保障上級代表のモスクワ訪問は、考え直すべきであると述べ、紛争を回避する唯一の方法は、国際法の遵守を強制することであり、銃や大砲、爆弾を用いなくて済む唯一の方法は、制裁であると強調した。

さらに、同大統領は、ロシアの国営ガス企業のガスピロムを標的とすることは、クレムリンに対する圧力を徐々に増すための一案であるとし、EU圏内における新たな投資を含む経済活動の可能性を制限すれば、ロシアの経済的利益にとって深刻な影響を与えることとなり、ロシアに対して国際法の尊重やロシア国内における人権と政治的権利の尊重といった問題が前進するだろうと述べた。

ラウ外相のEU外務理事会出席【25日】

25日、ラウ外相は、EU外務理事会に出席し、気候・エネルギー外交、インド太平洋、外交・安全保障政策におけるEUと英国の協力、環大西洋関係、イランの核プログラム、香港情勢、EU・トルコ関係、EUのワクチン戦略、ロシアの状況等について議論した。

ラウ外相は、ナヴァリヌイ氏に対する殺人未遂と拘束の例が示すような、ロシアの悪化する人権状況に対するEUの対応が必要であると強調し、この問題はEUのロシアとの関係においてプライオリティであるべきであると述べた。また、ラウ外相は、最近の事案に対する制裁の検討の必要性についても言及した。

気候・エネルギー外交について、ラウ外相は、EUは野心的な気候目標を追求しつつ、競争力を維持しなければならないことを強調し、エネルギー安全保障はEUの優先的な目標であり続けるべきであり、そのためEUは独占的なエネルギー供給者からの独立を目指すべきであると述べた。

インド太平洋について、EU加盟国外相は茂木外務大臣と議論を行った。ラウ外相は、日本の「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」のコンセプトとEUの同地域における政策の共通性について指摘しつつ、EUのアジアへの関与の強化についてポーランドの支持を表明した。また、同外相は、新型コロナウイルス感染症の拡大は、安全保障と安定に対する脅威へのレジリエンスを構築する上で、価値を共有する国との協力の重要性を示したと指摘した。

欧州委員会によるポーランドに対するEU法違反手

続における理由つき意見書の発出【27日】

27日、欧州委員会は、ポーランドに対し、最高裁判所規律部に関するEU法違反手続の第二段階にあたる理由つき意見書を発出した。欧州委のシュイツァ副委員長は、ポーランドからの公式通知状に対する回答は、最高裁規律部の独立が保証されていないとする欧州委の懸念を払拭できなかったと述べた。本件について、欧州委は、2020年4月29日に違反手続を開始しており、昨年12月には公式通知状への追加的な書簡を発出していた。

ポーランドは、同意見書に対して1か月以内に対応することを求められており、ポーランドによる対応が十分でない場合は、欧州委は、本件を欧州司法裁判所に提訴することが可能となる。

ラウ外相のベラルーシ情勢に関するウェビナーへの出席【27日】

27日、ラウ外相は、ベラルーシ情勢に関するウェビナーに出席した。同ウェビナーは、ル・ドリアン仏外相、ランズベルギス・リトアニア外相、アウレスクルーマニア外相、チハノフスカヤ・ベラルーシ元大統領候補が出席したほか、約700人のオブザーバーが参加した。ポーランドからは、プシダチ外務次官も出席した。

治 安 等

ナヴァリヌイ氏の釈放を訴える抗議集会【23日】

ロシアの反体制派指導者であるナヴァリヌイ氏が拘束された事案に対する抗議集会が、ワルシャワ及びクラコフにおいて実施され、同氏及びロシアで拘束されている政治犯の釈放を訴えた。参加者の1人は、ロシアが人々に対する抑圧を止め、ロシア人が平和的な集会に参加し、自らの意見を表明することができるようになることを求めた。ロシアの団体「人権センターメモリアル」の推計では約400名の政治犯がロシアに存在するという。

ワルシャワを始めとする都市で不適切なイベントが開催されたとの報道【23日】

当地では現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、5人以上が集まる集会などは禁止されているところ、各種報道によると、ワルシャワやオポルスキエゴ県ニサ、トルンにおいて、大勢の参加者が集まるイベントがクラブやディスコなどで開催され、警察や保健当局が確認作業を行ったという。23日にニサで行われたイベントでは、SMSを通じて参加を希望した若者数百人が集まったが、その多くはマスクを着用していなかったという。23日にトルンで開催されたイベントでは、イベントの参加者はマスクを着用していたほか、店側はテーブルを数メートル間隔で配置し、従業員も手袋を着用していたという。

法務省に宛名不明の不審物が到着【25日】

消防によると、宛名不明の不審物が届けられたという連絡を法務省から受け、確認作業を行ったという。法務省では、退避命令は出されず、荷物が到着した部屋にいた4名が待避しただけであったとのことである。一部報道によると、不審物の中身は試料ビン4本とのことであるが、内容物についてはまだ明らかにされていないという。

新型コロナウイルス感染症に罹患した警察官の人数を公表【26日】

国家警察本部の報道官は、これまでに15,238名の警察官と2,535名の警察事務従事者が新型コロナウイルス感染症に罹患したことを明らかにした。発表されたデータから、現在、432名の警察官と98名の事務従事者が罹患しており、約500名が自主隔離中であることも明らかになった。同報道官は、これまでに警察官が行った自宅隔離措置対象者に対する措置履行確認作業の回数について、約4,660万回であったと指摘した。また、同報道官は、これまでに口や鼻を覆う義務を履行していなかった者計215,266名に対して注意喚起を行い、238,000件の違反切符を発行したほか、100万以上の小売店及び5,260以上のナイトクラブ、12,600を超える結婚式場を検査したと付け加えた。

人工妊娠中絶に関する抗議デモが継続【27日、28日】

27日、人工妊娠中絶を許容する現行法規を違憲とする憲法法廷の判決(2020年10月22日)に反対する抗議デモが、ワルシャワ、ウツキエ、ヴロツワフ、ポズナン、カトヴィツェなどで開催された。ワルシャワにおいては、デモ参加者が、憲法法廷から与党「法と正義」(PiS)本部前まで行進を行った後、再び憲法法廷に戻ってきた。報道によると、数千人が今回の抗議集会に参加したとされ、公共交通機関の

遅れや交通渋滞も発生した。

28日にも、同様の抗議デモが複数の都市で開催された。全国7都市で合計14名の参加者が拘束され、このうちワルシャワでは、憲法法廷の敷地に侵入しようとした参加者3名が警察に拘束された。

今回の抗議デモは、人工妊娠中絶にかかる憲法法廷の判決理由が官報に掲載されたことにより、同判決が法的効力を有することになったことに端を発している。

経 済**経済政策****EU基金の配分に関する調整状況【25日】**

ヤロシンスカ=イエディナク基金・地域政策副大臣は、EUの次期多年度財政枠組(MFF)からの拠出は2021年末までに実施されるとの見通しを示した。同副大臣は、1月18日に政府が開始したEU基金の配分に関するパートナーシップ合意案に関するパブリック・コンサルテーションは重要なステップであるとし、2月16日までに各地方との協議を完

了し、最終案は2月22日以降に閣僚評議会に提出予定と述べた。ポーランド国内におけるパートナーシップ合意案の承認後にEUとの正式協議が始まる。同副大臣は、基金の拠出時期はEUにおける立法作業の進捗次第であるが、基金の継ぎ目のない拠出が、ポーランドの経済成長路線への復帰に大きな影響を及ぼすと指摘した。

マクロ経済動向・統計**ポーランド産の農産品輸出の増加【22日】**

国家農業支援センター(KOWR)のデータによると、2020年1月～11月までの農産品輸出額は対前年同期比7%増の313億ユーロとなった。このうち、250億ユーロがEU加盟国向けで(対前年同期比5%増)、収益の80%を占めた。米ドルやユーロに対するズロチ安がポーランド産農産品の競争力向上に寄与した。同時に、農産品の輸入は対前年同期比4.8%増の204億ユーロとなった。独が引き続き主要な貿易相手国となっており、英国、オランダ、フランス、イタリア、チェコが続いている。

等により、英国からの移民の流出が始まっているという。最新の統計によると、2020年6月末時点で英国に居住するポーランド人の数は81万5,000人で、2019年6月末時点の90万人から減少した。なお、ポーランド人移民の数が最高を記録した2017年の102万1,000人と比較すると、3年間の間に英国に居住するポーランド人は20万6,000人減少したことになる。

英国に居住するポーランド人移民の動向【25日】

新型コロナウイルス感染症やブレグジットの影響

2020年12月の失業率【27日】

中央統計局(GUS)によれば、2020年12月の失業率は6.2%(対前月比0.1%増)で、12月末時点の登録済み失業者数は104万6,400人となった(11月末時点では102万5,700人)。

ポーランド産業動向**産業方針に関するムジチュカBGK総裁の発言【25日】**

ムジチュカ国立政策銀行(BGK)総裁は、ポーランド製品を外国の顧客に購入してもらうためには、ポーランド産業が競争力を持つ必要があり、これは輸出拡大のための前提条件であると述べた。同氏は、ポーランド企業が競争力を持つためには、近代的な技術を採用しなければならないと述べた。同氏は新しい産業の方針は、デジタル化、安全保障、立

地、グリーンディール、現代社会の5つの柱に基づくものでなければならないとしている。同氏の意見では、新型コロナウイルス感染症によるサプライチェーンの断絶は、新たな可能生を示しているものであり、ポーランドに生産拠点をつくるためには、革新的技術、デジタル化、新しいビジネスモデル、高度な技術をもった労働者を考慮した近代的な産業が必要であるとしている。

エネルギー・環境

電気料金上昇の可能性【22日】

最近の寒冷前線により、CO2排出価格の上昇、ポーランドのエネルギー価格の上昇の可能性が高くなっている。欧州の脱炭素化に向けた取組により、CO2排出価格は、1年前の1トン当たり24～25ユーロから、34ユーロに上昇している。また寒冷化の影響で、石炭火力発電の需要は増加している。専門家の分析ではこのままだと、電気料金の上昇につながるとしている。

シンクタンクによる気候・エネルギー分析【26日】

気候・エネルギー系のシンクタンクEmberの報告書によれば、ポーランドの電力部門での炭素排出量は、1KWhあたりで724gとなっており、EUで1位となっている。なお、EU平均は226gとされている。しかし、ポーランドの炭素排出量は、EU他国よりも緩やかではあるものの、減少してきている。再生可能エネルギーの利用増加により炭素排出量の減少のペースは加速しているとしている。また、石炭のシェアを減少させる要因として、新型コロナウイルス感染症の影響による電力需要の減少及びガス発電のシェアの拡大があげられている。一方でガスへの依存度を減少させる要因として再生エネルギー源、原子力発電の導入があげられている。

原子力発電所建設にかかる独反応【28日】

スイスの大学の研究者は、ポーランドで建設される原子力発電所が故障した場合、ポーランド自体よりもドイツに深刻な結果をもたらすだろうと警告した。当該レポートは、独「緑の党」から委託されたもの

で、まだ正式に発表されていないが、既に独メディアから多くのコメントがされている。研究者によると、放射線はハンブルグまで達する可能性があり、最悪180万人のドイツ国民が避難する必要がある。「緑の党」は独政府に対応を求め、独ラジオ局は、独政府もポーランドの原子力建設計画に懸念を抱いていると報じた。他方、独政府はまだ公式な声明を発表していない。また、国家安全保障の問題を専門とするポーランドの主要ポータル(Defence24)の専門家は、当該レポートは、実現する可能性が非常に低い悲観的なシナリオに焦点を当てていると説明した。

電力取引所(TGE)を通じた電力販売義務廃止を検討【28日】

気候・環境省は、電力取引所(TGE)を通じた電力販売義務を廃止するため、エネルギー法及び再生可能エネルギー法の改正案を作成し協議を開始した。当該制度は、エネルギー取引市場の透明性を担保するため、2010年に導入された(2010年:15%、2018年30%、2018年末以降100%)。

政府は、同制度が石炭の輸入増加、国内の石炭資源の使用制限、鉱山の財政問題につながったとして、鉱業労働組合との交渉において義務の廃止を提案した。国内の電気エネルギー部門の変革とEU市場との統合を支援することを目的とした国内の電力取引モデルの再構築に向けた第一歩となるとした。他方、専門家は、新しい規制は、TGEの売上高の流動性を低下させ、エネルギー価格の上昇をもたらす可能性があるとしてコメントした。

科学技術

PKN Orlen とNCBRの研究開発協力【22日】

国営石油企業 PKN Orlen と国立研究開発センター(NCBR)は、研究開発分野に関する補助金拠出に関する書簡に署名した。同署名は、PKN Orlen の戦略に沿って、同社の産業と革新技术の実施規模を拡大することを狙いとしている。同社のオバイ

テク社長は、高品質な事業開発の機会であり、同社の関心がある分野の研究を支援するとしている。さらに、環境に優しい技術への投資により、エネルギー転換や2050年までの気候中立にも貢献することができるとしている。

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生していませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注): シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われなかった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在): 26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

(1) 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

(2) 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピングモール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

(3) 上記(2)の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

(4) 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

(5) 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

下記リンク先から「たびレジ」に登録することができます。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者の増加が続いており、3月20日には、感染事態が宣言されました。10月24日からポーランド全地域において、全ての公共の場でマスク等を着用して口及び鼻を覆う義務が生じているほか、公共交通機関では搭乗できる人数が制限され、商店等ではソーシャル・ディスタンスを取るようになっていきます。11月9日から小学校及び高等教育機関においては、実務授業を除きリモート授業が義務化されています。また、幼稚園、保育園の活動に制限がありますが、各園で対応が異なりますので、詳細は幼稚園、保育園に個別に御照会ください。2月1日からは、防疫措置が適切に講じられているという条件の下でショッピングモール内の店舗の営業が再開されるなど、一部の規制措置が緩和されます。今措置については、国家警察本部が同義務を履行しない者に対する取締りを厳しく行うと発表していますので、御注意ください。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。

また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供い

ただようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール: cons@wr.mofa.go.jp

電話番号: 22-696-5005(受付時間: 月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続き・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年3月からは健康保険証としても使えるようになる予定です。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者(提出期限が令和2年2月末日以降である者)については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル: (81)3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間(当面の間、入館を見合わせ中)

平日 9:00 - 12:30、13:30 - 17:00

※新型コロナウイルス感染症(COVID-19)を巡る状況を受け、当面の間入館を見合わせております。電話・メールでの対応は通常どおり、上記の時間帯で行います。御理解の程、宜しくお願いいたします。

問合せ先: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22-584-7300、Eメール: info-cul@wr.mofa.go.jp、住所: Al. Ujazdowskie 51、Warszawa)

文化行事・大使館関連行事

特になし。

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。（営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。）

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス(news@mail@wr.mofa.go.jp)